

八戸港（改訂）（目標年次 平成30年代後半）

既定計画：平成11年改訂、目標年次 平成20年代前半

1. 八戸港の位置づけ

指定状況：重要港湾（1951年）／新産業都市（1964年指定、2001年法廃止）

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）（2003年）

現在、港湾背後一帯に、非鉄金属、製紙、飼料、造船などの臨海型工業の集積。

白銀地区蕪島の鮫鳥獣保護区特別保護区などが、港湾区域東端付近以東に指定。

2. 主な港湾活動

(1) 定期航路

- ① コンテナ・外貿 30千TEU／年、内貿3.9千TEU／年
 ・北米1便/週、中国・韓国2便/週、東南アジア1便/週、内航4便/週
- ② フェリー・移出入 955万ト（仙台以北の北海道航路の約2割）苫小牧航路4便/日
- ③ RORO船（車両輸送） 名古屋1便/4日、川崎2便/週、広島1便/週

(2) 主な取り扱い貨物（2007年 全体貨物量2,554万ト）

- ① 輸入：金属鉱 234万ト（大平洋金属、八戸精錬）
 木材チップ 139万ト（三菱製紙）
 とうもろこし 103万ト（東北グリーンミナル、飼料6社）
 石炭 79万ト（燃料炭：三菱製紙、八戸セメント、大平洋金属）
- ② 輸出：鉄鋼 126万ト（大平洋金属）
- ③ 移入：石油製品 155万ト（東北電力、新日本石油、出光興産、カメイ）
- ④ 移出：石灰石 285万ト（住金鉱業）
 セメント 114万ト（住金鉱業）

3. 改訂計画の背景となる主な要請

- (1) 臨海部産業の原料・製品の効率的な取り扱い
 バラ貨物と自動車の混在（粉体飛散）、石炭野積場の不足、原木の非効率な横持ち
- (2) 石油製品取扱基地の立地計画（平成22年度着工希望）
- (3) 地元造船業の工場規模拡大要望（平成20年代半ばを現地着工時期として予定）
- (4) コンテナヤードの限界（平成21年6月：京浜三港と内貿振興に関する協定締結）

4. 港湾計画の基本方針

- (1) 北東北を代表する工業港・物流港としての物流機能の強化
- (2) 港への親しみや利用について地域住民等が享受できる魅力ある空間の確保
- (3) 省資源化への対応

5. 港湾計画改訂による主な対応

- (1) バラ貨物との混在解消のため完成自動車輸送用に河原木地区に水深9m岸壁（増深）を計画。 [港湾計画書p6,7,9,11,17]

また、八太郎地区4号埠頭を利用するパルプ等を輸入するセミコンテナ船（45千DW級）、2号埠頭を利用する外航、内航のコンテナ船を、河原木地区（新ポートアイランド）の水深13m岸壁に集約。

これら整備と平行し、段階的に、岸壁・土地利用を再編し、利用を効率化。

- (2) 石油製品取扱基地、造船所用地を河原木地区に位置づけ。 [港湾計画書p8]

危険物取扱施設 河原木地区 水深14mドルフィン、施設用地12ha 等
 専用埠頭計画 河原木地区 水深9m岸壁、工業用地16ha 等

- (3) 施設配置見直しと併せて、外郭施設（防波堤）、水域施設（航路等）を見直し。

[港湾計画書p9~10]

防波堤 外港地区 中央第1防波堤 2,970m（既定計画 2,800m） 等
 航路 河原木地区 第1航路 水深14m 幅員450m等

（既定計画の「泊地」の位置付け、区域等の変更）

〔添付資料〕

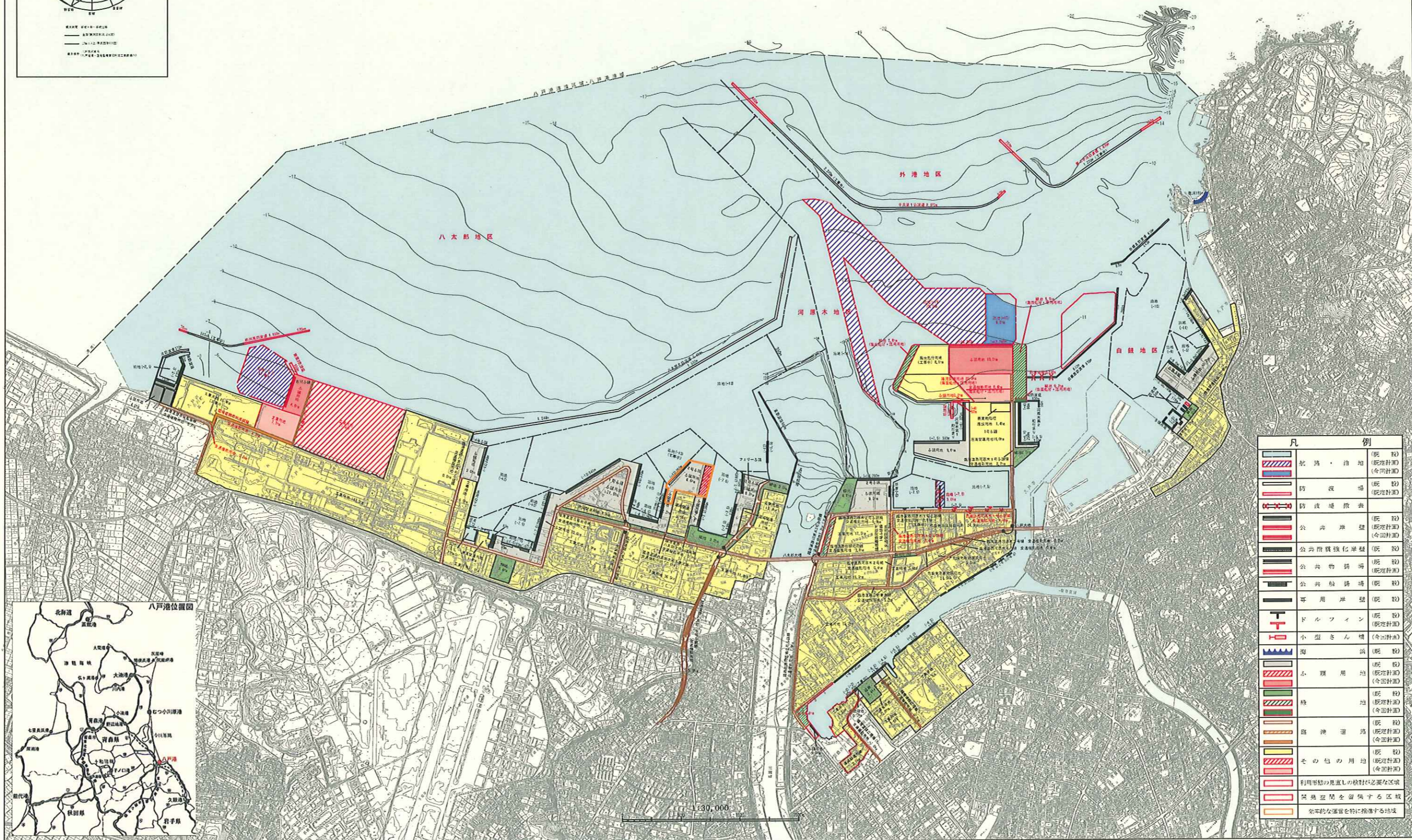
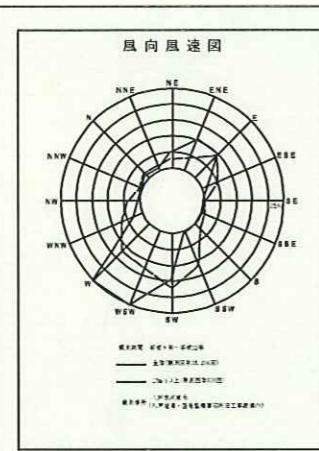
1. 八戸港の現況 2
2. 八戸港港湾計画図（既定計画：平成21年4月現在） 3
- 3-①. 八戸港港湾計画図（今回計画：全体） 4
- ②. 八戸港港湾計画図（今回計画：八太郎地区） 5
- ③. 八戸港港湾計画図（今回計画：河原木地区ポートアイランド） 6
- ④. 八戸港港湾計画図（今回計画：外港地区及び河原木地区） 7
4. 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」
 及び「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」との適合状況 8

1. 八戸港の現況

H20. 6. 12撮影

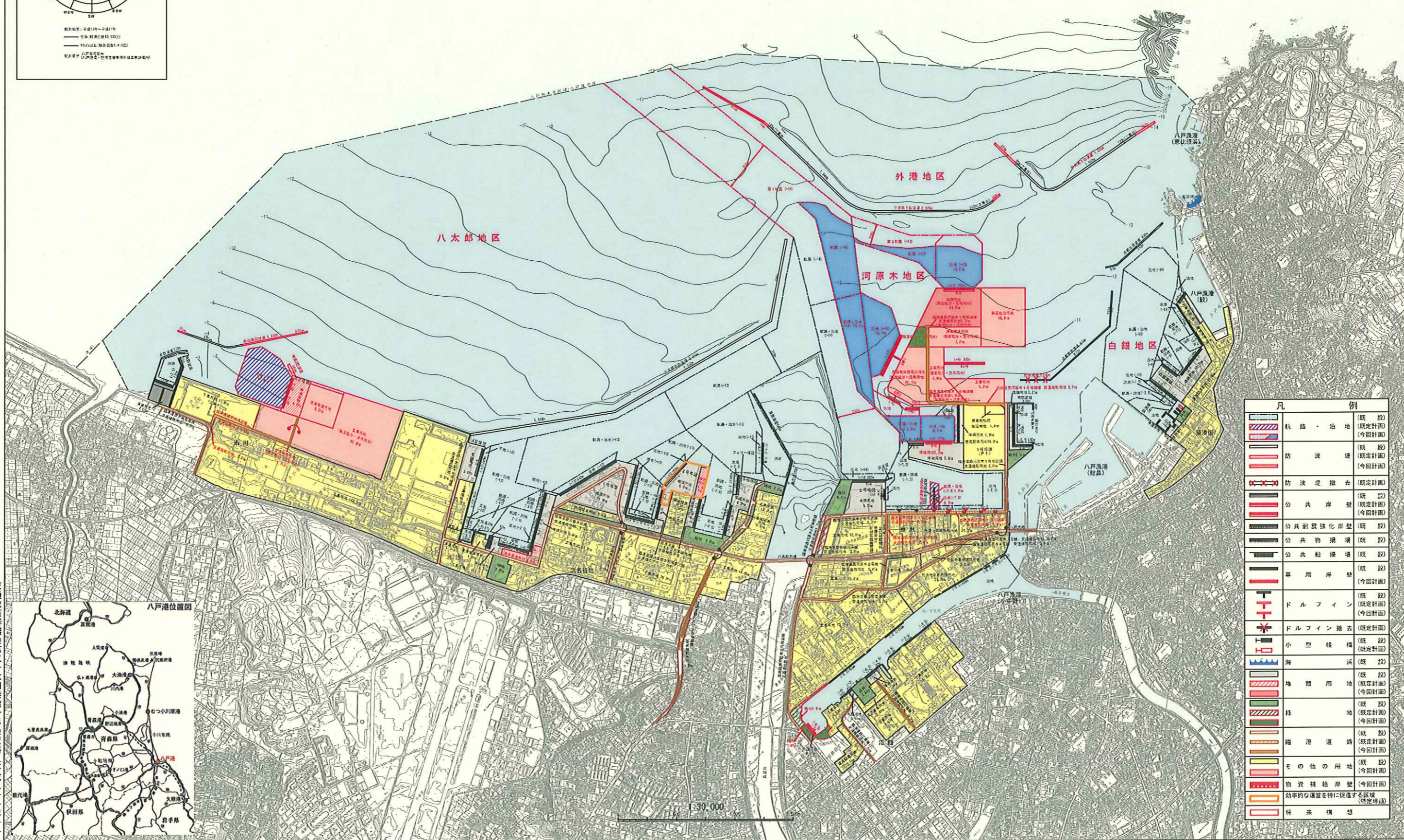
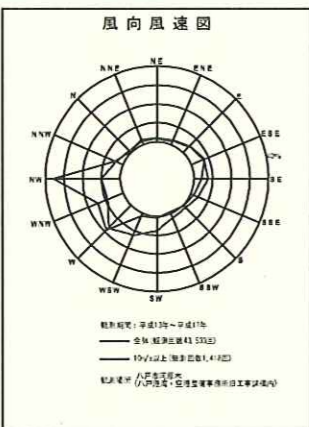


2. 八戸港港湾計画図(平成21年4月現在)



凡 例		
	航路・油地	(既設)
	防波堤	(既設)
	防波堤撤去	(既設)
	公共岸壁	(既設)
	公共附属強化岸壁	(既設)
	公共物揚場	(既設)
	公共船揚場	(既設)
	専用岸壁	(既設)
	ドルフィン	(既設)
	小型さん橋	(既設)
	海浜	(既設)
	小規模用地	(既設)
	緑地	(既設)
	臨港道路	(既設)
	その他の用地	(既設)
	利用形態の見直しを検討が必要な区域	(計画)
	禁煙空間を留保する区域	(計画)
	効率的な運営を特に推進する地域	(計画)

3-①.八戸港港湾計画図(今回計画:全体)

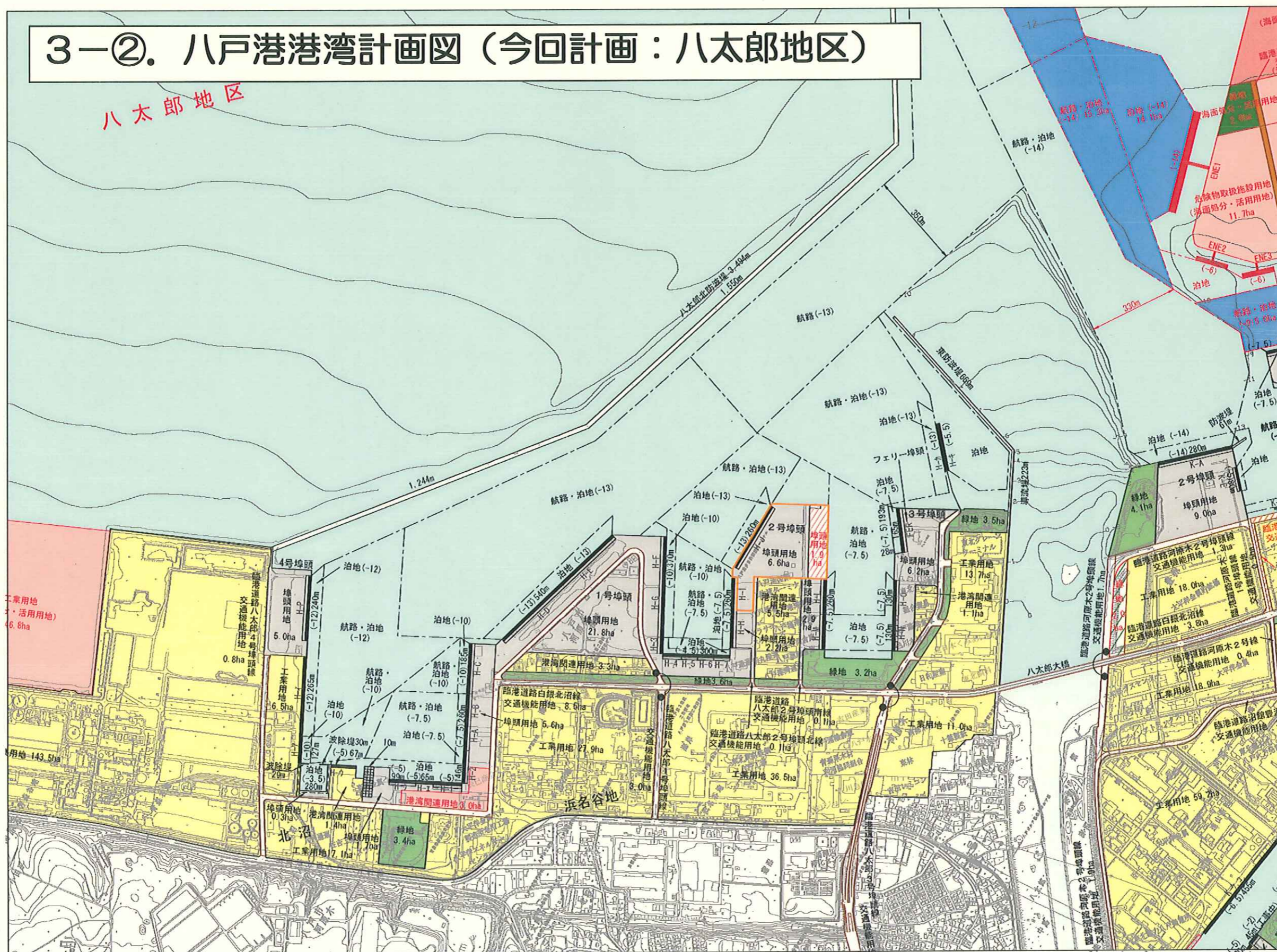


凡例	
	軌路・泊地 (既設/今回計画)
	防波堤 (既設/今回計画)
	防波堤撤去 (既設計画)
	公共岸壁 (既設/今回計画)
	公共耐震強化岸壁 (既設/今回計画)
	公共船揚場 (既設/今回計画)
	専用岸壁 (既設/今回計画)
	ドルフィン (既設/今回計画)
	ドルフィン撤去 (既設計画)
	小型構構 (既設/今回計画)
	海浜 (既設/今回計画)
	埠頭用地 (既設/今回計画)
	緑地 (既設/今回計画)
	臨港道路 (既設/今回計画)
	その他の用地 (既設/今回計画)
	物資補給岸壁 (既設計画)
	効率的な運送を特に促進する区域 (特定地域)
	将来構想

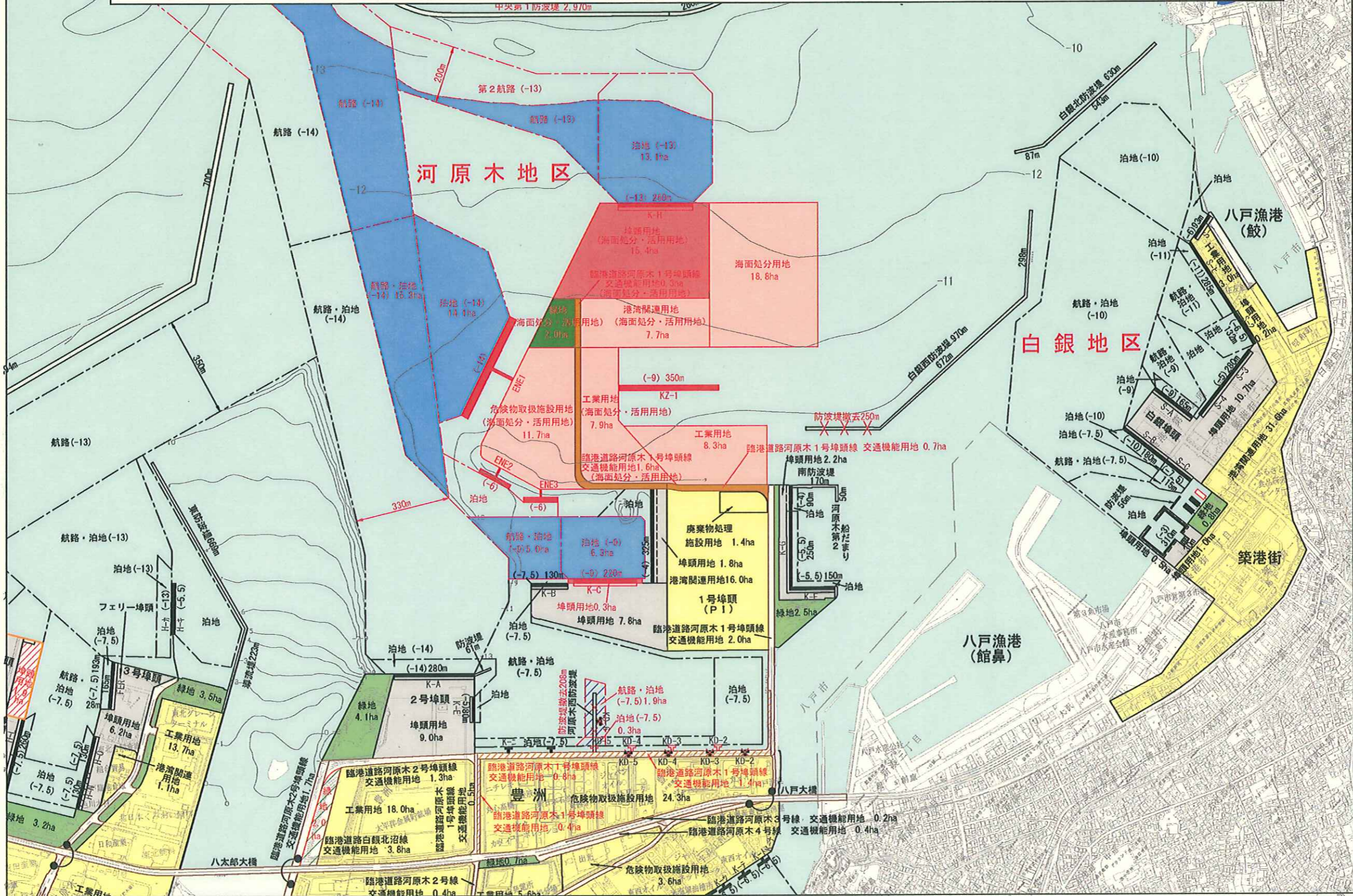


交通政策審議会第三十六回港湾分科会資料(平成二十一年十一月)

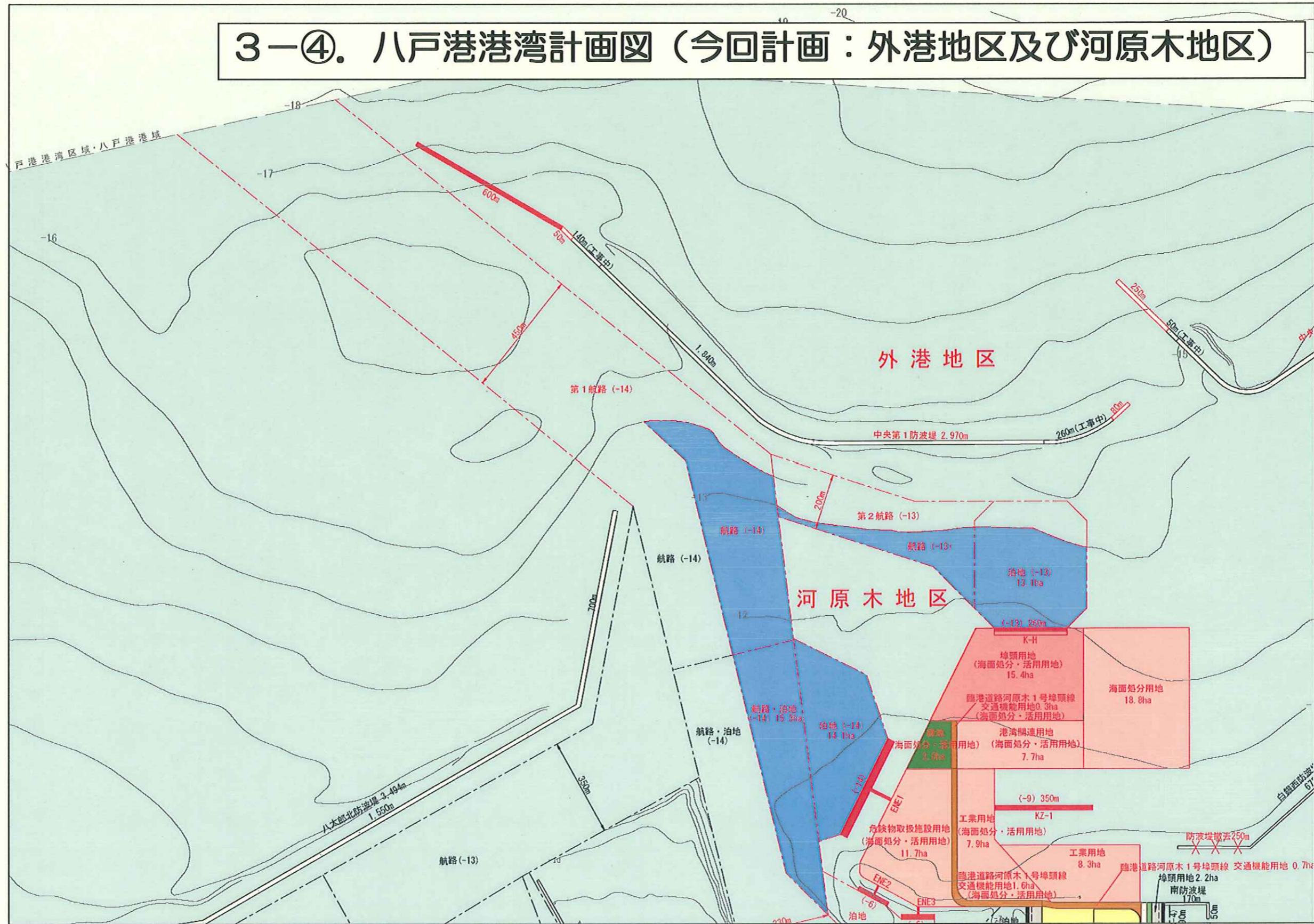
3-2. 八戸港港湾計画図 (今回計画：八太郎地区)



3-③. 八戸港港湾計画図 (今回計画: 河原木地区ポートアイランド)



3-④. 八戸港港湾計画図 (今回計画: 外港地区及び河原木地区)



4. 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」及び「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」との適合状況（八戸港）

1. 臨海部産業を支えるバルク貨物取扱いの能力強化・効率化

八太郎1～4号ふ頭中心に、コンテナ、完成自動車の外、石炭、鉱石、穀物、チップ、金属くず等のバルク貨物を取扱い。

自動車近傍での粉体等の荷役、石炭等の野積み・仮置場の不足、原木の非効率な横持ち等、港湾利用に改善余地。

パルプ、自動車やコンテナの扱いを河原木地区へ移すとともに、八太郎地区のバルク貨物を扱う岸壁・ヤードの見直しを進め、ふ頭利用の効率化を実現。

基本方針

I 今後の港湾の進むべき方向

1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築

(1) 国際及び国内海上輸送網の基盤の強化

② バルク貨物等の輸送の強化 (p 4)

石油、天然ガス、石炭、鉱石、穀物、飼料、原木、チップ、砂利・砂等のバラ積みされる貨物（以下「バルク貨物」という。）は、我が国の産業や国民の生活を支えるために必要な物資である。また自動車、建設機械等の主としてRORO船で運ばれる貨物は、我が国の主要な輸出品の一つである。これらの物資の安定的かつ低廉な輸送は、我が国における産業の国際競争力の強化と国民生活の質の向上のために重要である。

このため、臨海部や内陸部における企業立地、船舶の大型化等に適切に対応し、効率的で安全性・信頼性が高く、環境負荷の小さい輸送サービスを提供できるように、大水深の多目的国際ターミナルを整備するとともに、バルク貨物等の輸送、保管、荷さばき等に係る機能を強化する。

(2) 臨海部の産業立地・活動環境の向上 (p 5)

経済のグローバル化の進展、東アジア地域の急成長、企業の国際分業の進展等の中で、製造業を中心とする企業は最適生産地を求めて、国や地域を選択する時代となっている。

また、臨海部における国内外からの産業立地や設備投資を促進することにより、我が国における産業の国際競争力を向上させるとともに、雇用や所得の創出等により地域を活性化させることが必要である。

このため、原材料等のバルク貨物等を輸送する船舶の大型化や企業立地等に対応した港湾施設の整備、臨海部の有効活用・再編による用地の提供を行うとともに、ターミナル隣接地における大型特殊貨物を円滑に輸送するための措置や幹線道路網とのアクセスの確保について関係機関と連携して取り組む。

(以下略)

4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理

⑤ 港湾空間の再編 (p 11)

産業・貿易構造や荷役形態の変化に伴い利用者ニーズに合わなくなった施設や低・未利用地については、海陸交通の結節点であり、水際線を有するという臨海部の特性を活用した空間として再編を進める。その際、関係者と連携しつつ、都市の再生にも資するように、周辺の土地利用との調和や市街地との機能面での連携に努めるとともに、景観等良好な港湾環境の形成に配慮する。

II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

3 バルク貨物等の輸送の拠点 (p 16)

バルク貨物等の輸送の拠点については、産業の立地状況、資源の産出地・消費地の分布状況、エネルギー拠点の立地状況等に対応し、品目ごとの陸上輸送や海上輸送の状況等を考慮して配置し、船舶の大型化に対応した水深の岸壁とともに、高能率の荷役機械や十分な面積の荷さばき用地を備える。また、複数の品目を取り扱う場合には、品目ごとの特性を考慮して効率的に取り扱うことができるように配慮する。

(以下略)

2. 臨海部産業の空間の形成（河原木地区ポートアイランド）

港湾関連用地（廃棄物処分・活用用地）、海面処分用地等として造成した土地の一部に、前面水深を活かして石油製品を取り扱う企業立地及び関連する専用港湾施設の計画。

また、建造船舶が大型化する中で、地元造船業の立地要請に応えるための工業用地及び専用港湾施設を計画。

基本方針

I 今後の港湾の進むべき方向

4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理

① 地域の活力を支える物流、産業空間の形成 (p 10)

港湾は、海上交通と陸上交通の結節点であり、また大規模用地の確保が比較的容易であるという特性を有している。

この特性を活かし、効率的で高度な物流空間や国内外からの産業立地や設備投資を促進するための産業空間を形成する。

(以下略)

3. 海上コンテナ輸送網の拠点形成

京浜三港との内航フィーダー拡大の取り組みを進めつつ取扱量を増やすコンテナターミナルは、面積規模的に、取扱量が限界に近づく。

大型船で運ばれるチップと併せて、多目的国際ターミナルを計画。

基本方針

II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

2 国際海上コンテナ輸送網の拠点

④ 地域の国際海上コンテナを取り扱う港湾 (p 15)

アジア諸国との間で所要の輸送量が見込まれ、地域の最寄港を利用することで、スーパー中核港湾等に陸送する場合に比べて輸送費用が削減できる等効率的な輸送が行われる場合には、地域の港湾において、地域を発地・着地とする、アジア諸国との間の国際海上コンテナを取り扱う。その際スーパー中核港湾等との内航フィーダー輸送等による連携強化に努めるとともに、バルク貨物等の取扱いと施設を共用する等、施設の利用度の向上に努める。

4. 外郭施設・水域施設の見直し

省令

(水域施設)

第六条 水域施設の規模及び配置は、水域施設を利用する船舶の種類、船型及び隻数、係留施設の利用状況、水域の静穏の程度等を考慮して、港湾の機能が十分に確保され、かつ、船舶が安全かつ円滑に利用することができるように定めるものとする。

(外郭施設)

第七条 外郭施設の規模及び配置は、外郭施設によつて防護される水域施設及び係留施設の利用状況その他の状況を考慮して、十分に機能を発揮することができるように定めるものとする。

※ 基本方針の該当文章は、関連記載の章節等の内、当該計画の変更事項に係りの深い部分のみ抜粋している。省令は、当該計画の変更事項に、特に関係の深い条文のみを抜粋している。